

# 労働安全衛生法を改正 平成27年6月1日から 職場の「受動喫煙防止対策」が 事業者の努力義務となりました

## ▶受動喫煙とは？

室内と室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。  
今回の改正法によって、**労働者の健康の保持増進のために**、職場の受動喫煙防止対策が必要となりました。

## ▶法律の対象となる事業者の範囲は？

資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、**すべての事業者が対象**です。

## ▶具体的に何をすればよいのでしょうか？

事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。  
(法第68条の2)

事業者は現状把握と分析を行い、衛生委員会などで具体的な対策を決めて実施します。  
また、対策の実施後は効果を確認し、必要に応じて対策の見直しを行いましょう。  
対策の進め方は裏面に記載していますので、参考にしてください。

## ▶何か支援は受けられますか？

厚生労働省では、以下の支援事業を実施しています。ぜひ、ご利用ください。

## 厚生労働省が実施する支援事業

### ① 屋外喫煙所や喫煙室などの設置にかかる費用の助成（受動喫煙防止対策助成金）

対象事業主 : すべての業種の**中小企業**事業主  
助成率 : 1 / 2 (上限200万円)  
問い合わせ先 : 事業場のある都道府県労働局の健康安全課 (または健康課)

### ② 受動喫煙防止対策の技術的な相談の受付（電話相談・実地指導）（無料） 周知啓発のための説明会の開催、企業・団体の会合への講師派遣（無料）

対象事業主 : すべての規模・業種の**事業主**  
問い合わせ先 : 050-3537-0777 (受託者: 一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会)

### ③ 空気環境の測定機器（粉じん計、風速計、一酸化炭素計、臭気計）の貸出し（無料）

対象事業主 : すべての規模・業種の**事業主**  
問い合わせ先 : 050-3642-2669 (受託者: 株式会社 アマラン)

改正法や関係通達、支援事業の内容について、詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。  
[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html)

職場 受動喫煙

検索



# <職場の受動喫煙防止対策の進め方>

## (1) 現状把握と分析

- ◆以下の例などを参考にして、事業者と事業場に関する情報を集め、求められる対策やその実施にあたっての課題などを検討しましょう。
- ◆なお、**妊娠している方、呼吸器・循環器疾患のある方および未成年者は**、受動喫煙の影響を受けやすい懸念があるため、**格別の配慮が必要**です。

### 現状把握で収集する情報の例

- ① 特に配慮すべき労働者の有無  
(例：妊娠している方、呼吸器・循環器に疾患のある方、未成年者)
- ② 職場の空気環境の測定結果
- ③ 事業場の施設の状況  
(例：事業場は外壁に接しているか、事業場は賃借か、消防法や建築基準法などの他法令による制約)
- ④ 労働者や顧客の受動喫煙防止に対する理解度、意見・要望
- ⑤ 労働者や顧客の喫煙状況

## (2) 具体的な対策を決める

- ◆改正法で、事業者は「**事業者および事業場の実情に応じ適切な措置**」をとるよう努めることとしています。
- ◆(1)の分析の結果をふまえて、具体的な対策（**実施可能な対策のうち、最も効果的なもの**）を決定します。  
施設設備の「ハード面」と、計画や教育などの「ソフト面」の対策を効果的に組み合わせましょう。

### 施設設備（ハード面）の対策例

- ・敷地内全面禁煙
- ・屋内全面禁煙（屋外喫煙所）
- ・空間分煙（喫煙室）
- ・十分な換気（飲食店など）

### 計画や教育など（ソフト面）の対策例

- ・担当部署の決定
  - ・推進計画の策定
  - ・教育・啓発・指導
  - ・周知・掲示
- ※重複して実施すると効果的です

- ◆**対策の決定や計画の策定にあたっては、衛生委員会（安全衛生委員会）で調査・審議**をしましょう。

※衛生委員会がない事業場も、関係労働者の意見を聞くようにしましょう。

## (3) 対策を実施する・点検する・見直す

- ◆「事業者および事業場の実情」は時間とともに変化するので、必要に応じて、対策の内容を見直しましょう。
- ◆事業場内に喫煙可能な区域（例：喫煙室）がある場合は、定期的に空気環境の測定を行いましょう。

### 空気環境の目安

- ① 浮遊粉じん濃度：0.15 mg/m<sup>3</sup>以下  
※飲食店などで換気を行う場合、70.3×（席数）m<sup>3</sup>/時間以上の換気量が目安
- ② 一酸化炭素濃度：10 ppm以下
- ③ 喫煙室内に向かう気流：0.2 m/秒以上（煙の漏れ防止のために必要な気流）

- ▶対策の実施方法や測定方法の例は、平成27年5月15日付け基安発0515第1号通達に記載されています。
- ▶「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発0509001号）は廃止しました。